

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 16 号に規定する柴漬け漁業（いか柴漬け漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）8 月 27 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
柴漬け漁業	いか柴漬 け漁業	① 別記 1 のとお り	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	4 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
柴漬け漁業	いか柴漬 け漁業	① 火共第 4 号及 び同第 7 号共 同漁業権漁場 内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	5 隻	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
柴漬け漁業	いか柴漬 け漁業	① 別記 2 のとお り	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	2 隻	1 葦北郡津奈木町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
柴漬け漁業	いか柴漬 け漁業	① 別記 3 のとお り	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	4 隻	1 天草市新和町大多尾に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
柴漬け漁業	いか柴漬 け漁業	① 別記 4 のとお り	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 天草市深海町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
柴漬け漁業	いか柴漬 け漁業	② 別記 5 のとお り	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	8 隻	1 天草市河浦町宮野河内に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
柴漬け漁業	いか柴漬 け漁業	③ 別記 6 のとお り	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	8 隻	1 天草市御所浦町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
柴漬け漁業	いか柴漬 け漁業	③ 別記 7 のとお り	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	8 隻	1 天草市御所浦町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
柴漬け漁業	いか柴漬 け漁業	④ 別記 8 のとお り	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市倉岳町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
柴漬け漁業	いか柴漬 け漁業	⑤ 別記 9 のとお り	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 天草市栖本町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）9月18日まで

3 備考

（1）この公示に係る許可の有効期間は、令和8年（2026年）10月1日から令和11年（2029年）9月30日までとする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域①の許可又は起業の認可

1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

操業区域②の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 柴数は、20を超えてはならない。

操業区域③の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 柴数は、25を超えてはならない。

操業区域④の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 柴数は、10を超えてはならない。

ウ 裏面記載のアとイを結んだ線から東側200m以内に柴を設置してはならない。

エ 小型定置網から100m以内には柴を設置してはならない。

操業区域⑤の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 柴の大きさは、3mを超えてはならない。

ウ 小型定置網から100m以内には柴を設置してはならない。

エ 柴数は、5を超えてはならない。

（3）この公示に係る共同漁業権は令和5年（2023年）9月1日に免許されたものとする。

別記1

操業区域

次の甲、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

甲 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との海岸線における境界

乙 芦北町松が鼻

イ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合の白神瀬北西端

- ロ 沖島西端と白神瀬頂点を見通した線から沖島西端を基点として右へ235度6分、545メートルのところ
- ハ 沖島北西端から真方位0度・181メートルのところ
- ニ 木島南端から真方位180度・181メートルのところ
- ホ 乙から真方位351度30分・1,590メートルのところ
- ヘ 乙から真方位351度20分・354メートルのところ
- ト 芦北町と津奈木町との境界（福浦川尻中央点）
- チ 芦北町と津奈木町との福浦川尻右岸河川堤防と海岸堤防の接するところ

別記2

操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ線並びにオとワを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 甲 芦北町松ヶ鼻（芦北町と津奈木町との境界より東へ130メートル）
- 乙 芦北町木島南端
- 丙 津奈木町沖の島西端
- 丁 津奈木町犬瀬崎北西端
- 戊 水俣市西湯の児岬突端

- イ 芦北町と津奈木町との境界福浦川尻中央点
- ロ 甲から真方位351度20分354メートルのところ
- ハ 甲から真方位351度20分1,590メートルのところ
- ニ 乙から真方位180度181メートルのところ
- ホ 丙から真方位0度181メートルのところ
- ヘ 丙から真方位330度200メートルのところ
- ト 丙と白神瀬頂点を見通した線から丙を基点として右へ235度6分545メートルのところ
- チ 丁と戊を見通した線から丁を基点として右へ72度47分2,090メートルのところ
- リ 丁から戊を見通した線上、丁から800メートルのところ
- ヌ ルから丁を見通した線とチからリを見通した線の延長とが交わるところ
- ル 水俣市湯の児中島頂点
- オ 水俣市湯の児観月橋北東端取付部
- ワ 水俣市湯の児観月橋南東端取付部

別記 3

操業区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内の新和地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳押落し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町（以下、「下浦町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

基点 5 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と新和町との海岸線における境界

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 新和町立の鼻から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）葛島山頂を見通した線上、立の鼻から 1,260 メートルのところ

オ 基点 4 から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ

カ 下浦町戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点

キ 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ

ク 天草市上血塚島西端から真方位 238 度、540 メートルのところ

ケ 新和町檜浦北の鼻から真方位 299 度、180 メートルのところ

コ 楠浦町観音東端から檜浦西の鼻を見通した線上、観音東端と檜浦西の鼻との中央点

サ 基点 5 と基点 5 から真方位 99 度の線が対岸の最大高潮時線と交わる点との中央点

別記 4

操業区域（天共第 9 号共同漁業権漁場内の深海地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ及びエ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 179 号（天草市深海町（以下、「深海町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点 1 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 10 度 43 分の線と天草市新和町立の鼻から河浦町宮野河内上の島西端を見通した線とが交わる場所

イ 天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）と深海町との境界二ッ石から鹿児島県長島行人岳山頂を見通した線と久玉町小松崎から同町赤島北端を見通した線とが交わる場所

ウ 久玉町と深海町との境界二ッ石

- エ 久玉町と深海町との境界東側
- オ 久玉町と深海町との境界黒崎

別記 5

操業区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内の宮野河内地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳の押落し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 181 号（河浦町上の島灯台）

基点 5 熊本県漁場基点天第 179 号（天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 基点 3 と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 354 度 10 分、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 17 度、300 メートルのところ

カ 基点 5 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 10 度 43 分の線と新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線が交わるところ

別記 6

操業区域（天共第 13 号共同漁業権漁場内の御所浦地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点 11 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川河口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 410 号（御所浦町大浦ウサギ鼻突端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 263 号（御所浦町ノサバ崎南西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）ダテク島南端）

基点 5 熊本県漁場基点天第 222 号（御所浦町困窮島北端）

基点 6 熊本県漁場基点天第 230 号（御所浦町猿子島北西端）

基点 7 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 8 熊本県漁場基点天第 231 号（御所浦町横浦島北端）

基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号（龍ヶ岳町横島北端）

基点 10 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 11 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 201 度 15 分、2,565 メートルのところ

ウ 基点 2 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度、1,100 メートルのところ

エ 基点 3 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 339 度 23 分、1,100 メートルのところ

オ 鹿児島県出水郡長島町ダグイ崎の突端から 116 度、3,350 メートルのところ

カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から 720 メートルのところ

キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町（以下、「新和町」という。）惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から 1,100 メートルのところ

ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から 1,100 メートルのところ

ケ 基点 4 から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 4 から 1,100 メートルのところ

コ 基点 4 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 4 から 220 メートルのところ

サ 基点 4 と大通越を見通した線から基点 4 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ

シ 基点 5 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 5 から 270 メートルのところ

ス 基点 5 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 5 から 180 メートルのところ

セ 基点 6 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 6 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ

ソ 基点 7 から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 7 から 900 メートルのところ

タ 基点 8 と基点 9 を見通した線から基点 8 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ

チ 基点 10 と基点 8 を見通した線から基点 10 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ

ツ 基点 10 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 10 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

テ 基点 11 から真方位 0 度（真北）、460 メートルのところ

別記 7

操業区域（天共第 13 号共同漁業権漁場内の嵐口地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 4 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 266 号（御所浦町嵐口崎北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）唐網代南端）

基点 4 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 20 度 11 分、1,600 メートルのところ

ウ 基点 2 から龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線上、基点 2 から 1,600 メートルのところ

エ 基点 2 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

オ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

カ 基点 4 から真方位 0 度（真北）、460 メートルのところ

別記 8

操業区域（天共第 11 号共同漁業権漁場内の倉岳地先）

次のア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線及びカと基点 1 を結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

ア 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界

イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ

エ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界

カ 横島北端

別記 9

操業区域（天共第 11 号共同漁業権漁場内の栖本地先）

次の基点 1、ア、イ、ウを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点 1 から 900 メートルのところ

イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界